最終更新日:2015年7月9日
株式会社アドテック
代表取締役社長　下津　弘享
問合せ先:03-3541-5080
証券コード:6840
http://www.adtec.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主利益重視、投資家保護並びに株主に対するアカウンタビリティ重視の観点から、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる透明性の高い経営体制の構築に取り組んでおります。
取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成され、原則として毎月1回開催し、法定事項その他重要な業務執行を決定するとともに、業務執行状況の報告を受けるなど業務執行の監督を行っています。
また、当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行を分離し、役割の明確化と各機能の強化を図るため、取締役2名及び常勤監査役1名ならびに各部門長が参加する幹部会議を設置し、幹部会議において各部門の戦略・方針を決定し、各部門長が執行する体制としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高島　勇二	2,400,000	26.74
日本証券金融株式会社	460,000	5.12
株式会社SBI証券	426,000	4.74
堀　礼一郎	348,000	3.87
株式会社クベーラ・ホールディングス	268,000	2.98
楽天証券株式会社	187,000	2.08
古賀　広幸	178,000	1.98
松井証券株式会社	162,000	1.80
田ノ岡　正夫	93,000	1.03
早野　政信	70,000	0.77

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤　徹也	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤　徹也		――	当社が今後、コンテンツ事業を拡充するに当たり、佐藤氏がこれまで培ってきたビジネス経験を当社の経営に活かしていただけると考えているためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人に対して随時、監査について説明及び報告を求め、取締役などの業務執行の妥当性、即効性等を幅広く検証し、取締役の業務執行を監査しております。

監査役と内部監査室長は、日常より情報を共有し連携をとり、各々の監査を効率的に行うよう協力しております。また、内部監査結果は、監査報告書として報告され、監査役にも情報として共有されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西田　史朗	他の会社の出身者													
馬場　正身	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西田　史朗	○	―――	西田史朗氏は長年の企業勤務及び役員としての経験により、企業経営に関する豊富な知見を有していることから社外監査役として職務を適切に遂行できるものと考えております。
馬場　正身		―――	馬場正身氏は他社での監査役としての経験が長く、かつ、通信業界において豊富な知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上へのインセンティブを高める施策について、引き続き検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対する年間報酬総額　　5,700千円
（うち社外取締役に対する年間報酬総額 1,800千円）
監査役に対する年間報酬総額　　4,200千円
（うち社外監査役に対する年間報酬総額 1,200千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する情報の伝達については、当社管理本部が担当しており、月１回開催される定時取締役会及び臨時の取締役会についての議案の概要及び資料を事前に送付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1、業務執行・監査の状況
　当社は、監査役制度を採用しております。監査役は取締役の業務執行に関する監査を行っております。当社のコーポレート・ガバナンスに関する体制は取締役会及び監査役会で構成されております。
　取締役会は4名（内1名は社外取締役）で構成され、原則毎月１回定期的に開催し、重要な案件が発生した場合には臨時取締役会を開催することとなっております。取締役は会社の重要な意思決定を行うとともに、代表取締役ならびにその他の業務執行を監督する機能も果たしております。

　監査役会は3名（内2名は社外監査役）で構成され、取締役会の意思決定の妥当性及び取締役業務執行の状況を監査しております。実際の監査役監査につきましては、常勤監査役が取締役会に出席して意見を述べるほか、取締役などに対して報告を求めたりすること等により監査を実施しております。また会計監査人に対しても随時、監査について説明及び報告を求め、それらを基に取締役などの業務執行の妥当性、即効性等を幅広く検証し、取締役の業務執行を監査しております。

また、当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行を分離し、役割の明確化と各機能の強化を図るため、取締役2名及び常勤監査役1名ならびに各部門長が参加する幹部会議を設置し、幹部会議において各部門の戦略・方針を決定し、各部門長が執行する体制としております。

2. 会計監査の状況
　当社の会計監査につきましては平成25年３月期までは公認会計士内田譲二氏および公認会計士大島康一氏と会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結しており定期的な監査のほか、会計上の課題について随時確認を行い適正な会計処理につとめております。
　なお、同会計監査人と当社との間には、特別な利害関係はありません。
　また、平成26年３月期より優成監査法人と会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結しており定期的な監査のほか、会計上の課題について随時確認を行い適正な会計処理につとめております。
　なお、同会計監査人と当社との間には、特別な利害関係はありません。

3. 監査報酬の内容
　平成27年３月期会計年度における会計監査人に対する監査報酬は、監査契約に基づく監査証明に係る報酬7.9百万円です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

各業務部門の日々の業務執行については、プロパーの従業員が各部門責任者として、その裁量及び責任において滞りなく業務を執行できることから、経営の意思決定・業務執行の監督を取締役会が担い、業務執行を各部門責任者に委ねております。

また、豊富な経験と高い見識を有する2名の社外監査役を含む監査役が、取締役会への出席、取締役等からの業務内容等の聴取、重要書類の閲覧等を通じて各部門の職務執行を監査しており、経営の監視について十分に機能する体制が整っているため、現体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算公告や決算短信、その他の適時開示情報を掲載しております。 また、期ごとに決算説明資料を公表しております。 http://www.adtec.co.jp/company_investors	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1、取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
　当社は、法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、「企業倫理規程」を制定する。代表取締役は、管理部門責任者をコンプライアンス統括責任者として任命するとともに、コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたるため、コンプライアンス委員会を設置する。
コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の調査と問題点の把握に努め、コンプライアンス上の重要な問題を審議する。
また、法令または定款上疑義のある行為等が認知された場合に、告発者を保護するための「内部通報者保護規程」を制定し、運用する。

2、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
情報の保存および管理は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。
監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3、損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等について、リスクカテゴリー毎に責任部門を定め、これらを管理するため、「リスク管理規程」を制定する。
当社全体のリスクを網羅的・統括的に管理する部門は管理部とし、各責任部門は、関連規程に基づいたマニュアルやガイドラインを制定し、リスク管理体制を確立する。

4、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
（1）職務権限・意思決定ルールの策定
（2）取締役・監査役および各部門長を構成員とする幹部会議の設置
（3）事業部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
（4）幹部会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5、当社における業務の適正を確保するための体制
　当社グループとして、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つための「企業行動指針」を制定し、業務の適正を確保する体制の構築に努める。

6、監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
（1）当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役の職務を補助するスタッフを置く。
（2）当該スタッフの取締役からの独立性を確保するために、監査役は上記スタッフの人事について必要に応じ協議を行い、変更を申し入れることができる。

7、取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、法令および「監査役会規程」その他社内規程に基づき、次に定める事項を監査役会に報告するものとする。
（1）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
（2）毎月の経営状況として重要な事項
（3）内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
（4）重大な法令・定款違反
（5）その他コンプライアンス上重要な事項

8、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　当社は、監査役の職務執行にあたり、監査役の要望により、弁護士、監査法人等の外部専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1、当社グループは、「企業倫理規程」において、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを定め、全社員への周知徹底を図っております。

2、当社グループは、所轄警察署、顧問弁護士、その他関係機関との連携を図り、日頃より情報収集等を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレートガバナンス模式図

